

あさぎり町長 北口 俊朗 様
あさぎり町議会議長 小見田 和行 様

あさぎり町監査委員 尾 方 正 志
あさぎり町監査委員 難 波 文 美

令和 6 年度定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の対象 (令和 6 年 4 月から 9 月末までの予算執行分)

- ① 一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、球磨郡障害認定審査事業特別会計、球磨郡介護認定審査事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計
- ② 【教育課】 学校監査：岡原小学校、あさぎり中学校
- ③ 【総務課】 消防監査：詰所 13 ヲ所 (別紙)
- ④ 補助金 (対象は別紙)

(2) 実施日 令和 6 年 10 月 16 日 (水) ～10 月 29 日 (火) 左記の期間中 6 日間

◆ 監査時間 午前9時30分～、午後1時30分～

実施日	曜日	午 前	午 後
10 月 16 日	水	上半期財務審査(執行状況確認)、補助金審査	
17 日	木		
18 日	金	9:30 しらがね寮 10:30 A LOT	13:30 岡原小 14:30 あさぎり中
20 日	日	消防監査	
28 日	月	補助金審査、各課ヒアリング、まとめ	
29 日	火		

(3) 監査の範囲

令和6年度9月末までにおける財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況、補助金、施設の管理状況等について監査を実施した。

(4) 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入および支出に係る会計処理、現金等の保管及び備品の整備管理、施設の整備管理が適正且つ合理的に行われているか、工事等の進捗状況及び契約事務、補助金事務などを適正に行われているか等を着眼点として実施した。

(5) 監査の実施内容

事前に提出された資料等に基づき、関係職員からの説明や質疑を行ったほか、管内施設の状況確認や事業の状況等については実地での監査を実施した。また、消防団詰所、小・中学校の監査も実地にて実施した。

2 監査の結果

◆執行状況等における改善を要する事項

【総務課】

消防団活動においては、各団員の献身的な活動に感謝申し上げる。

①分団運営助成金(1分団 30,000円)の「実績報告書」については、収支計算書を添付するようになっているが、添付していない分団が大半であった。収支計算書を添付していないほとんどの分団は、領収書・レシート等の添付もしておらず、報告書に経費科目と金額を記載しているだけとなっていた。この報告書では監査は出来ず、実績報告書としては不完全である。

また、町からの助成金以外に各区からも活動費を受け取っているが、その活動費を含めて報告書を作成している分団は、1~2分団と非常に少ない。活動費があるのならば、実績報告書に記載した経費は、助成金かそれとも活動費で購入したのかわからず、どちらの資金で購入したのか区別することができない。収支計算書は、助成金だけでなく活動費等を含めて作成する必要があるが、各区で監査を受けることが望ましいが、監査を受けていないまたは分団が統合され監査が難しい場合は、領収書・レシート等を添付して提出する必要がある。そこまでの収支計算書を作成し、実績報告書に添付して提出するように指導をお願いする。

②消防については実地監査を行った。備品台帳と現物の照合は台帳を作成時の1回のみである。緊急出動時において、備品の破損や紛失する可能性があるため、出動終了後には備品のチェックをお願いしたい。備品台帳に掲載されている備品は町の備品である。本部に備品を返還する場合は、本部も把握できるが、備品台帳に掲載されている備品を各分団の判断で処分する場合は本部に確認後、処分するように指導をお願いしたい。事後連絡で

はなく、必ず事前に行うこと。備品台帳との照合は、現物の確認だけではなく、数量も照合するように指導をお願いしたい。前年より数量が増えていたため新規に購入したのかと確認したところ、「整理していたら出てきた。」という回答があった。備品台帳も受け払いが出来るような様式に変更をお願いしたい。

【税務課】

「たばこ小売組合」については、喫煙者の人数も年々減少しており、更に電子タバコも普及してきている。提案として、サービス品のライターのことであるが、ライターは小さな子供が誤って使用して事故になる可能性もあり、電子タバコも普及してきていることから、ライターよりポケット灰皿を多くした方が良いのではないかと感じるため検討をお願いする。

【生活福祉課】

①デマンド交通運行助成金は、町民であれば誰でも使用可能であるが、登録制であり、緊急時に使用したくても登録していないために使用出来ないということがないように、町民に広く広報を行い、いつでも使用出来るように登録者を増やすようにお願いする。

②しらがね寮で実地監査を行った。備品台帳は整備してあり、良好であった。この施設については、令和8年度に民営化を予定しており、移譲先を公募しているが譲渡について適正に行われるよう願う。

【高齢福祉課】

①老人クラブ助成事業について、各クラブから名簿が提出されているが、現存等の名簿の照合がまだ済んでいない。補助金申請時に行うものであるため、早急に照合を行い、死亡等で活動がない分についての補助金支出については精算で行うようお願いする。

②白寿荘の現地確認を行った。玄関入って直ぐに受付があり、そこがシルバー人材センターの事務室になっている。更に、スロープには人材センターの荷物が置いてあり、玄関の奥にも荷物が積み重ねてあった。このような状況から白寿荘は人材センターの施設ではないかと思間違う程である。また、和室も休憩室として使用している形跡があった。貸している場所は、事務室の一室のみであるから、他の場所を使用する場合は、使用願を提出する必要があるが提出しているのか確認をお願いする。以上のことから、白寿荘はシルバー人材センターの所有と間違うような使い方をされているため、町民が使用しづらい状況となっていないか確認し、事務所移転も視野に入れ今後の利用方法について検討されたい。

【教育課】

①あさぎり町文化協会補助金の決算報告書について、様式が予算額どうしを見比べるようになっており、前年度の決算額と見比べなければ実績に近い予算額を判断することがで

きない。予算書の様式の変更の検討をお願いしたい。

②伝統芸能保存承継費補助金について、下免田太鼓踊りの実績報告書は、収支計算書は添付しているが監査を受けていない。監査を受けるよう指導をお願いします。

③学校の実地監査を行った。岡原小は、「緑の少年団」の活動は4月から始まるが補助金が振り込まれるのは5月に入ってからである。補助金が振り込まれるまでは、担当教員が立て替えている状態であるため担当教員に負担させることは望ましくない。補助金の支払いを概算払いなどの検討を行い、立て替えがないようお願いする。

あさぎり中は、備品台帳を作成したばかりで、まだ現物との照合は行っていない。備品台帳を各担当教員に渡しており、来年の夏休みまでには現物との照合を終わりたいという回答であった。出来るだけ早めに照合を行うようお願いする。

【商工観光課】

地域イベント等補助金関係について、婚活イベントを色々と企画しているが、男性より女性の参加者が少ない。女性の参加者が増えるような企画を考えて欲しい。

【企画政策課】

①まちづくり運動支援事業補助金については、永里・上永里親子ふれあい木工教室は好評であったようなので、「今後、他地区にも増やす予定があるのか。」と尋ねたところ、「区長からの補助金を使用したい旨の申し出がない限り、予定はない。」ということであった。このような補助金はどんどん使用していただきたいので、町も積極的に広報を行っていただきたい。

②ALOTの実地監査を行った。現在、使用料の請求・支払いは支所で行っている。今後は、支所以外の金融機関で支払いたい場合、手数料の問題があるため使用料の支払い方も検討する必要があると思われる。また、土・日・祝日は支所が閉まっているので、ALOTも閉まっている。土・日・祝日も開いていれば、事業者の活用も増えると思われるが、人件費、使用料の支払い等に問題が出てくる。そのような問題が解決出来れば、土・日・祝日も開くことを検討して頂きたい。

【農林振興課】

①有害鳥獣駆除事業については、R5 実績報告書を確認すると補助金の残額があるにも関わらず、R6 予算額に繰越金が計上されていない。実績報告書及び予算書の作成の指導をお願いします。R4までの実績報告書は5地区とも同一経費、同一金額、残額なし、という報告書を提出していた。監査もなく、指導もしていなかったため、このような報告書を提出してきたと思われる。更に、補助金の振込口座も個人名義であり、会の通帳との区分はできていない。補助金を個人で使途しても監査を行っていないためわからない。個人で使途していた場合は、大袈裟に言うとなら犯罪となる可能性もある。以上のことから必ず監査を

受ける必要がある。

②鳥獣捕獲事業については、R5 年度に鳥獣捕獲事業の収入を申告するように国からの通達があったため、支払い証明書を送付している。R4 年度以前は、その証明書を送付していないため、確定申告書を提出している者はいなかったと推測される。R5 年度は証明書を送付しているが、全員が申告書を提出しているか、把握はできていない。申告を促進するためにも資料を税務課に渡すようお願いした。

③もみじ館の現地調査を行った。外の看板には、「農林水産省補助事業」、事業名「農村総合整備モデル事業」、施設名「岡原村農村環境改善センター」となっている。総事業費 229,267,137 円、補助事業費 163,418,000 円（国 50% 81,709,000 円、村 50% 81,709,000 円）、村単独事業 65,849,137 円となっており、農業用に建設したことは間違いないが現在は、岡原学童が占有している。玄関の靴箱には、学生用のシューズが並んでおり、学童で利用しているのは間違いないことを確認した。もみじ館は、農業用施設であるため、目的外使用となり学童は場所を移動する必要があると考える。他の学童との整合性も含めて関係課で検討し、岡原学童については早急の対応をお願いする。例えばであるが、毎回、もみじ館を使用するのではなく、週 1~2 回の使用とし、学童の物品等は使用后、別の場所に保管するか、持ち帰るようにする。また、他団体等が使用する場合は使用料が発生することを考えると教育は大事であるが全額減免としている根拠も検討していただき、町民がいつでも気持ち良く使用出来る施設にしていきたい。

3 むすび

新型コロナウイルスも 2 類から 5 類に変わり、水害被害も納まりが見え、コロナ前の事務に戻りつつある。各種補助金については、申請内容を十分に検討し、ばらまきにならないように行うこと。また、施設管理については、空き地利用等の検討に加え、合併前からのものは老朽化しているため今後の管理等を検討するとともに、国・県補助金を利用して建設しているものについては目的外使用とならないよう、法令を遵守して管理を行うこと。以上のことに留意し、事務執行については、事務ミスの報告が増えていることもあり、より一層各人が注意し、健康に留意して取り組むとともに管理職においては指導等を十分に行いながら、町民に不信を抱かせることなく町の行政運営に支障がないように行っていただきたい。今後も課内の融和を図り、相談しやすい職場環境を整え、業務を遂行するよう期待する。